第五十七条の二中「第四十八条の十三第二十七項」を「第四十八条の十三第二十九項」に、「、それぞれ」を「それぞれ」に、「及び法第三百二十一条の八第二十四項」を「及び第三百二十一条の八第二十四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「百分の十二・三」を「百分の九・七」に、「百分の十七・三」を「百分の十二・九」に、「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「あん分して」を「按分して」に、「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書」を「第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「法第三百二十一条の八第二十四項の」を「同条第二十四項の」に、「同条第七項、第十項、第十一項、第十三項、第十四項及び第十六項」を「同条第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項」に改める。

第五十八条中「第七十三条の二十七の六」を「第七十三条の二十七の七」に改める。

附則第六条の十一第一項中「本条」を「この条」に改め、「額とする。」の下に「）の十七分の十に相当する額（」を加え、「百分の〇・三五」を「百分の〇・四五」に改める。

附則第六条の十六第四項を削り、同条第五項中「附則第十条第五項」を「附則第十条第四項」に、「第八号」を「第九号」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第七条第七項第二号中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

附則第十条第四項中「第十八項、第十九項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同項の表第七十条の四第十八項の項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第十九項」に改め、同表第七十条の四第十九項の項中「第七十条の四第十九項」を「第七十条の四第二十項」に改め、同表第七十条の四第二十三項の項中「第七十条の四第二十三項」を「第七十条の四第二十四項」に、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同表第七十条の四第二十六項の項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に、「第二十九項又は第三十項」を「第三十項又は第三十一項」に改め、同表第七十条の四第二十七項の項中「第七十条の四第二十七項」を「第七十条の四第二十八項」に改め、同表第七十条の四第二十八項の項中「第七十条の四第二十八項」を「第七十条の四第二十九項」に、「第三十一項第三号」を「第三十二項第三号」に改め、同表第七十条の四第二十九項の項中「第七十条の四第二十九項」を「第七十条の四第三十項」に改め、同表第七十条の四第三十項の項中「第七十条の四第三十項」を「第七十条の四第三十一項」に改め、同表第七十条の四第三十一項（第一号及び第三号を除く。）の項中「第七十条の四第三十一項」を「第七十条の四第三十二項」に改め、同表第七十条の四第三十四項の項中「第七十条の四第三十四項」を「第七十条の四第三十五項」に改め、同条第五項中「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第四十二項、第四十三項、第五十八項、第十三項、第二十四項、第三十六項、第三十七項、第五十二項、第五十八項及び第五十九項」を「第四十条の六第十四項、第二十二項、第二十五項、第二十六項、第六十四項及び第六十五項」に、「第十八項、第十九項、第二十項、第二十三項及び第二十六項から第二十八項まで」を「第四十条の六第十二項、第二十項、第二十四項、第五十八項及び第五十九項」を「第四十条の六第十四項中」を「同条第二十二項中」に、「同条第六十四項中」を「同条第二十二項中」に改め、同条第七項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同条第九項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同条第十二項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同条第十三項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「第四十条の六第四十六項各号」を「第四十条の六第五十二項各号」に改め、同条第十四項中「第七十条の四第十八項及び第十九項」を「第七十条の四第十九項及び第二十項」に、「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に改め、同条第十五項中「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に改め、同条第十八項中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同条第十九項中「第七十条の四第三十六項」を「第七十条の四第三十七項」に改め、同条第二十一項第二号中「第四十条の六第八項」を「第四十条の六第九項」に改め、同項第三号中「第四十条の六第十一項」を「第四十条の六第十三項」に改め、同条第二十五項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同条第二十六項中「第七十条の四第十八項及び第十九項」を「第七十条の四第十九項及び第二十項」に改める。

附則第十条の三第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第五項を削る。

附則第十一条第十項を削り、同条第十一項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十五条第十四項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十六項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「総務省令で定める」の下に「ものの用に供する」を加え、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十八項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十二項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十七項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同条第三十六項第一号中「第三十二項第一号」を「第三十二項第一号」に改め、同項第二号中「第三十二項第二号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36　法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、機械及び装置で一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。以下この項において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が四千万円以上のもの並びに器具及び備品（専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして総務省令で定めるものに限る。）で一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

37　法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。）及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。